

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年7月5日 16時12分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市西之表港 西之表港南防波堤灯台から真方位087°830m付近 （概位 北緯30°43.9′ 東経130°59.5′）
事故の概要	貨物フェリー新さつまは、着岸中、係留索が破断し、風に圧流されて岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物フェリー 新さつま、2,557トン
船舶番号、船舶所有者等	136419、共同フェリー運輸株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損等 岸壁 上端部に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約3m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、両舷船尾の係留索を岸壁のビットに係止するとともに、右舷錨鎖を3節及び左舷錨鎖を5節伸出し、船首を南西方に向けて出船船尾着けとして平成30年7月5日15時00分ごろ西之表港新港地区東岸壁に着岸した。</p> <p>船長は、16時00分ごろ、自室で休憩中、係留索の破断音及び船体の動揺に気付き、直ちに昇橋したところ、着岸時よりも強い風及び突風を受け、本船の船首部が右方に振れて右舷方の西之表港新港地区中央岸壁に接近している状況を認め、一旦冲出しすることとして機関長及び機関士に主機の始動を、航海士及び甲板員に船首尾の各配置に就くことをそれぞれ指示し、自らは船橋で操船に当たった。</p> <p>本船は、主機及びスラストを使用した後、風により右方へ圧流され続け、右舷船尾部が新港地区中央岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本船が南寄りの強風及び突風を受け、錨が引けて船首部が右方に振られ、左舷船尾部の係留索に張力が掛かって破断したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、強風が予想される際、錨鎖伸出量を増やしたり、係留索を増取りしたりするなどしていたが、本事故当日の着岸時、強風が吹いておらず、強風に関する注意報や警報が発表されていないことも知っていたので、強風に対する措置をとっていなかった。</p>

	<p>本船は、係留索が破断する前、荷役作業を終えて乗組員全員が自室で休憩するなどして船橋が無人となっており、風が強くなり始めた状況に気付いた者はいなかった。</p>
分析	<p>本船は、西之表港新港地区東岸壁に船尾着けとして着岸中、南寄りの強風及び突風を受けて船首が右方に振られ、左舷船尾部の係留索に張力が掛かって破断したことから、風により新港地区中央岸壁の方へ圧流され続け、右舷船尾部が同中央岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、西之表港新港地区東岸壁に船尾着けとして着岸中、南寄りの強風及び突風を受けて船首が右方に振られ、左舷船尾部の係留索に張力が掛かって破断したため、風により新港地区中央岸壁の方へ圧流され続け、右舷船尾部が同中央岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着岸中であっても、風速の変化に注意を払うこと。